# 早稲田大学大学院法務研究科 2023年度クリニック報告書

早稲田大学大学院法務研究科弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック

# 目 次

1.	クリニック担当教員・受講者・相談状況・・・・・・・・・・・1
2.	相談者アンケート結果集計······2
3.	民事(総合A・B・D・E)
	1) シラバス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	2) 教員・学生報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
4.	民事 (家事・ジェンダーC・F)
	1) シラバス
	2) 教員・学生報告書 ・・・・・・・・・・・・19
5.	行政
	1) シラバス ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
	2) 教員・学生報告書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
6.	刑事
	1) シラバス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
	2) 春学期 (教員・学生報告書) ・・・・・・・・・・・・29
	3) 秋学期 (教員・学生報告書)
7.	労働
	1) シラバス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
	2) 教員・学生報告書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
8.	外国人
	1) シラバス ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	2) 教員・学生報告書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45

# 2023年度 クリニック担当教員・受講者数・相談状況

	教員	学期	受講人数	相談者数(※)
民事クリニック 総合A・D	鎌野 邦樹	春	6	7
(春学期:A、 秋学期:D)	山口 斉昭	秋	6	7
民事クリニック 総合B・E	太田 和範 小島 秀一	春	6	6
(春学期:B、 秋学期:E)	外山 太士	秋	6	6
民事クリニック 家事・	棚村 政行 太田 和範	春	6	6
ジェンダーC・F (春学期:C、 秋学期:F)	小島 秀一外山 太士	秋	6	5
行政クリニック	人見剛	春	-	-
(試行プログラム含む)	水野泰孝	秋	10	3
労働クリニック	岡田 俊宏	春	-	-
カ側グリーック		秋	9	5
外国人クリニック	古谷 修一渡辺 彰悟	秋	11	2
刑事クリニック	三木 祥史 石村 信雄	春	19	-
	が 信盛 趙 誠峰 複数回相談に来た場合で	秋	12	-

<sup>※「</sup>相談者数」は、複数回相談に来た場合でも、1名としてカウント。

秋学期クリニック授業の受講生には、授業で法律相談等を担当することに加え、時間の調整が可能な限り、クリニック事務所学内関係者を対象に行う無料法律相談会への立会を奨励している。 立ち会った受講生の実績は<u>17名</u>であった。

<sup>・2022</sup>年秋学期終了以降、2023年春学期の授業終了までのクリニック相談申込総数 ⇒25件

<sup>・2023</sup>年春学期終了以降、2023年秋学期の授業終了までのクリニック相談<u>申込総数</u> ⇒27件 (学内無料法律相談会から引き継いだ相談を含む)

# 2023年度 クリニック相談者アンケート結果集計

① なぜ早稲田大学リーガルクリニックに相談されたのでしょうか(複数回答可)。							
a b				С		その他	
						家から近い、日程が合ったため	
						早稲田大学に関わりがあるため	
						複数の大学の法律相談にアクセスしましたが、貴学が最も アクセスしやすく、応答も迅速にしていただきました。	
						知人の勧め	
1 34 1 30 to 1 7 1 7 0 7 1 = ±5		他に相談先を知らなかったから	2	無料だから		早稲田学報の記事を見て知った。	
大学が実施しているので信頼できると思ったから	15				7	学生もいるのでちゃんと相手をしてくれると思った (他の法律相談でとても嫌な思いをした)。	
						子供が一度相談したことがあり、高評価だったため	
						リーガル・クリニック所属の先生から紹介されたため	
						弁護士からの紹介	
						知人の紹介	
						自身が早稲田大学出身のため	
② 担当者(学生)の話	の仕	方はいかがでしたか	0				
a		b		С		その他	
適切で聞き取りやすかった	19	普 通	2	聞き取りにくかった	0		
コベアト							
専門用語などは一般の方にわか	りやす	く言い直してあげるといし	ん思い				
当然ながら学生さんは特に面談	の初め	ー )は緊張されているので、	本論	に入る前に、多少雑談的	内な話	をして"アイスブレーク"をしても良いかと思いました。	
一生懸命分かりやすく話そうとして	てくれて	て誠意を感じた。					
第一印象で信頼できる方だと思	いまし	<u>.</u> た。					
男性の方は、一瞬ですが、聞きと	こりにく	い時がありました。					
学生であそこまでできれば十分と	思いま	- ます。					
③ 担当者(学生)の聞	き取!	)の仕方はいかがで	したカ	) <sup>1</sup> °			
a		b		С		その他	
適切で話しやすかった	19	普 通	2	話しにくかった	0		
コベント							
たまに視線が合わなくなることがあ	あったの		に注れ	見されると更に良くなる気	いがしま	:U <i>T</i> E。	
先生方も含めて皆様とても親身	な反爪		た。				
聞き上手でいらっしゃった							
学生であそこまでできれば十分と	思いま	- ます。					
④ クリニックの回答はいか	ハがで	したか。					
а	a			С		その他	
わかりやすかった	17	普通	4	わかりにくかった	0		
イベヤロ							
						特に令和2年4月に施行された改正民法でどのような影響 かもしれませんがホワイトボートに書いて説明いただけたらメモ	

条文を読んで伝えれられたが、よりかみ砕いて説明してもらえるとありがたかった。

選ぶべき方向を複数に分けわかりやすくご説明いただいた。

キーワードから説明していただけて良かった。

# ⑤ クリニックでの相談時間の長さはいかがでしたか。 a b C その他 長すぎる 0 ちょうど良い 19 短すぎる 1

#### コメント

充分な時間をとっていただけて感謝している。

30分の説明時間では足りず、60分のご説明時間をいただきました。

#### 6 クリニックでの相談はあなたの問題解決に役立ちましたか。

а		b		С		その他
大変役に立った	19	少しは役に立った	1	役に立たなかった	0	

#### コメント

結論が出せた。

ご専門の先生にご相談できたことで大変安心できました。

#### ⑦ クリニック全般について、問題点、改善点、ご要望がありましたら、お聞かせください。

丁寧に話を聞いていただけ、結論も学生さんと先生の意見の結果をお伝えいただけるので、納得いくものでした。どう対応するのかというところまで助言いただけ、また疑問に思っていた点も、聞きやすい雰囲気なのでとてもありがたかったです。

法律相談申込書の⑤〜⑥は相談以降のことが書いてありますが、相談前だとゆっくり目を通せないので、申し込みを受理していただいた時点で示していただければ心づもりもしやすいかなと思いました。申し込み〜終了まで皆様に丁寧に対応いただき相談しやすかったです。ありがとうございました。担当の方々には大変丁寧にご説明いただき本当にありがとうございました。この相談が学生の方々の勉強のお役にも立てたならば幸甚です。

相談を受けながら自分がメモを取っていると説明を聞き漏らしやすいので、関係する法令についてもホワイトボードを活用して簡単に記載いただけると助かります。

非常に参考になる助言もいただき、利用させていただいて良かったと感じております。また機会がありましたら、利用させていただきたいと存じます。 どうもありがとうございました。

先般はお世話になりました。問題点と対処方法が整理できました。

また、臨床教育も貴重な経験となりました。最後に御礼申し上げます。今回、関係して頂いた方々、ご多忙の中、ありがとうございました。

お忙しい中、ご対応いただきありがとうございました。

事前に無料弁護士相談を利用してある程度、わかっていた上でご相談させていただいたのですが、今回は様々な選択肢の中からメリット・デメリットを説明してく ださったので、自分の選択が腑に落ちました。また最後に先生からご提案をしていただき、助かりました。これからのご活躍を願っております。

事前に質問を提出していたので、ご担当の方が調査し、しっかりとした回答をいただき効率が良かったと思う。一人で悩むよりも専門家の意見をうかがい、聞きたいこと以上の情報を得ることができて相談して良かったです。 弁護士事務所にいきなりコンタクトするのはハードルが高いが、母校の大学が実施していて安心感があり、また相談料がかからないこのような機会は法律相談に慣れていない人にはありがたいです。

先生をはじめ、学生の皆様にとても真摯に相談内容に取り組んでいただき、今までいくつも弁護士事務所を同じ内容で相談させていただきましたが、初めて具体的にこの様な方向からはどうか等、さまざまな角度から検討していただき本当にありがとうございました。 これからの皆様のご活躍、楽しみにしております。

今回、外山先生に事前にご相談でき、事前資料も更新の上提出できたので当方も事前に頭を整理でき、助かりました。

本日のご解答も、実体法だけでなく、執行関連や取壊、代理人選任費用の相場まで教えていただき、大変参考になりました。ありがとうございました。 今後の手続きのため、該当地域の弁護士さんなどご紹介いただけると更に助かるかなとも思いました。

こうした取組自体を友人に教えてもらうまで知らなかったので、もっと利用されるように認知活動を強化されては。 個人的に非常にありがたかったです。ありがとうございました。

本件もそうですが、ごく普通の市民が直面する実際の事例をとり上げて教員の助言を得つつ、学生間で議論を行うことは法曹教育において有用なことだと感じました。

他の部屋にいる学生達もお客様感を出さずに参加していますアピールをした方が良い。きちんと向かい合って挨拶を交わすなど。

相談内容に対するフィードバックを書面でいただきたい。

法科大学院生にご相談内容を説明させていただく機会を頂戴し、お二人の目の輝きに圧倒されました。自分の人生の中で最も貴重な1時間となりました。あ りがとうございました。

少しだけ気になった点として、座席の位置。相談者が入口の近くに座って、担当者は対面、フォローされる教授もその近くに座ってくださると、相談者側として は、入退室しやすくて、目線を送る先もある程度定まるので、やりやすく感じました。

こういったクリニックに入ったことが無く最初は緊張していたのですが、相談に乗ってくれた学生さんの雰囲気がにこやかで、終わる頃にはリラックスした状態で話す ことができました。

原則30分の予定が、長く時間を取って下さり、ありがとうございました。そして、同席された皆様が真摯に取り組んで下さった事に感謝致します。 学生の方々が緊張されていたので、私の方も緊張してしまいました。最後に、先生の説明に納得できるものがありました。 結果はどうであれ、これからの交渉において、こちらの主張はまげずに頑張ってみます。ありがとうございました。

9月の受付時から大変丁寧に対応していただき、ありがとうございました。(要望は)特にありません。

当該相談に際し、参考にされた書籍などをご紹介いただけますと幸いです。

弁護士さんをお願いすることはハードルが高いと思って悩んでいる方々も多いと思うので、このようなシステムがあって具体的な対応策をいくつか提示していただき 大変参考になりました。このシステムがあることを多くの方々に知ってもらうべく、もっと宣伝があっても良いと思いました。

# 臨床法学教育(民事)総合A・B・D・E

選択必修(実務系基礎科目) 2 単位

# 【担当教員】

鎌野 邦樹/山口 斉昭/太田 和範/小島 秀一/外山 太士

# 【授業概要】

教員と学生が 1 つのグループとなり、実際の法律相談や、受任した事件への対応を通じて、法律に関する理論と実務を学ぶ科目です。

徹底した少人数教育によって、生の事案をもとにした事実分析の方法、適用する法律に関する判例・学説の調査、検討など、これまで学んできた基本法と実務基礎科目の到達点をふまえた発展的な学習を行います。また、内容証明、訴状などの作成、添削を通じて、法文書作成に関する指導を行います。

法律相談、事件活動のほか、他クラスと合同の事件検討会も行います。

加えて、具体的事件を通じて、社会や制度のあり方、法律実務家としてのあり方などについて考えます。

なお、講義の準備に要する時間について、配当単位数(2単位)に見合った作業時間(講義と準備を合わせて90時間)を上回ることのないよう、学生の負担についても配慮します。

本科目は、3年次配当科目として、法律科目の具体的な事案への摘要力を養うとともに、 これまでの学修で得た知識を現場で応用するための能力を深化させる科目です。

#### 【授業の到達目標】

将来、弁護士となり、民事事件を受任した際、これに対処できる実務的な基礎技能を身につけることを目標とします。

また、法務研究科のディプロマポリシーに定める以下の学修成果の獲得を目指します。 学修成果③ 法律学の専門知識、批判的・創造的な思考力、社会に生起する事象の調査能力、および法的問題の分析能力を駆使し、問題を解決する能力

学修成果④ 新たな時代を切り拓いて正義を体現する法の担い手として、複雑で多様化 した現代社会における様々な課題に敢然と挑戦し、人と社会と世界に貢献できる能力

学修成果⑤ 人の『喜び』『苦しみ』『痛み』を理解できる豊かな人間性とこれに基づく 行動力

学修成果⑥ 自らが考える意見を正確に表現し、他者を説得する能力、および他者の意見 に真摯に向き合い、その主張するところを的確に汲み取るコミュニケーション能力

#### 【事前・事後学習の内容】

受講生は、事前に法的知識・証拠関係等に関する調査・検討を行い、事前検討メモを作成 した上で、法律相談を行います。授業後には、事後報告メモを作成します。

# 【授業計画】

#### 1 春学期

8月上旬の1週間程度の期間(8月2日(水)~8月8日(火)でこの期間内の土日をも含みます。)に集中的に実施します。開講期間中は、全日、法律相談の準備、検討、及び実施のために時間を確保しておく必要がありますので、他の予定等を入れることのないように注意して下さい。

基本的には事案の性質を問わず、クリニックに適切と思われる民事事件をいくつか扱います。訴訟案件と相談案件との双方を取り扱うように努めており、事件記録の検討、依頼者からの事情聴取、訴状や準備書面の起案、証拠の整理まで、学生に実際に行ってもらいます。

また、事案に取り組む中で、実体法や手続法に関する知識を確認するよう努めています。 ごく基本的な知識も、具体的な事案を前にするとうまく使えない学生も少なくありませんので、このクリニックを通じて基本的な法知識を身体に染みこませてもらえればと思っています。定員は4名程度ですので、受講希望者多数の場合は選抜を行う場合があります。

# 2 秋学期

基本的には事案の性質を問わず、クリニックに適切と思われる民事事件をいくつか扱います。訴訟案件と相談案件との双方を取り扱うように努めており、事件記録の検討、依頼者からの事情聴取、訴状や準備書面の起案、証拠の整理まで、学生に実際に行ってもらいます。

また、事案に取り組む中で、実体法や手続法に関する知識を確認するよう努めています。 ごく基本的な知識も、具体的な事案を前にするとうまく使えない学生も少なくありませ んので、このクリニックを通じて基本的な法知識を身体に染みこませてもらえればと思 っています。

定員は4名程度ですので、受講希望者多数の場合は選抜を行う場合があります。中間試験や期末試験などの学修スケジュールに配慮し、受講生の都合と調整しながら具体的な実施スケジュールを決めていく予定です。

# 講義の内容と進行

第1回 オリエンテーション

第2回-第13回 模擬法律相談、法律相談会、事件検討、相談案件検討、訴訟準備などのいわゆる民事弁護活動を行う。

第14回 民事(総合)・民事(家事・ジェンダー)・行政・労働・外国人の各クラスと 合同で報告会・最終カンファレンスを行います。

# 【教科書】

指定なし

# 【参考文献】

参考書として菅原・岡田編『法律相談のための面接技法』 (商事法務、2004)

# 【備考・関連URL】

<講義実施スケジュール>

#### 1 春学期

不明な点については、臨床法学教育科目に関する説明会に参加するか、または弁護士 法人早稲田大学リーガル・クリニックまでメールでお問い合わせ下さい。

※メール照会先: clinic-shibou@list.waseda.jp

## 2 秋学期

講義の日時については、取り扱う相談案件の依頼状況等に応じ、毎週ではなく不定期にするなど、受講生と相談の上、柔軟に変更することがあります。

不明な点については、臨床法学教育科目に関する説明会に参加するか、または弁護士 法人早稲田大学リーガル・クリニックまでメールでお問い合わせ下さい。

※メール照会先: clinic-shibou@list. waseda. jp

# <受講要件等>

「法曹倫理」の単位を修得済み、または並行履修していることを受講要件とします。 \*なお、並行履修の場合は、「法曹倫理」の単位修得をもって「臨床法学教育」の単位 修得要件とします。

#### <受講者への要望>

意欲ある学生の履修を期待しています。

# 民事クリニックA班

# 報告書(春学期)

# 1 担当教員より

合計 7 件の案件を扱った。概要は、①友人と相談者の 2 人が社員となり設立した合同会 社を運営していたが、途中から当該友人が受注した業務の内容を相談者に教えなくなった り、会計帳簿も見せてくれず売上を除外していたりする疑いがあるなど、不正な運営をして いる疑いがあるため、合同会社の解散を希望している案件、②自宅(借地)の底地を不動産 業者が買い受け、安値での立ち退きを求めてきたので拒否すると、地代増額訴訟を提起され たが、相談者としては賃借を継続し、自宅の建て替えを希望している案件、③自宅用にマン ションを購入したところ、その部屋の風呂や洗面に使用しているガス給湯器設備(前所有者 が数年前に設置) について撤去するよう管理組合から求められた案件、④政治問題を論じる ネット上のコミュニティグループ内で、相談者の人格を誹謗するような発言がなされた例、 ⑤二世帯住宅の一部屋を知人家族に賃貸するにつき作成する賃貸借契約に記載すべき条項、 ⑥賃借して長年飲食店を営んでいた店舗兼住宅について、老朽化と耐震性の欠如を理由に 明渡訴訟が提起された事例、⑦集合住宅の1室を賃貸したところ、賃料が払われず、解除の 内容証明郵便も受け取らず、室内に賃借人以外の人物も居住している事例であった。今回は、 司法試験の在学中受験に伴うカリキュラム変更のため、夏季休暇期間中に短期間で集中的 に実施する初めての機会であったところ、短期間に多数の法律相談を実施するため、当事務 所の以前の相談者に再度協力を求めた案件なども含めて相談案件を準備したが、かえって 多様な案件を取り扱うことができるメリットもあった。また、期間中はほぼ毎日相談を実施 したため、受講生の負担も少なくなかったとは思うが、たいへん熱心かつ積極的に取り組ん でもらえたことはありがたかった。

# 2 受講生より

・法科大学院における学修は、司法試験を念頭に置き、一定の事例に対する法的な帰結を検討する(いわば、裁判官の視点に立って、事案に対して想定される判決の内容を検討する)ことが多い。他方、本クリニック授業は、一方当事者の言い分を聞き、そこから考えられる法的問題・主張を検討することが主である。その意味で、本クリニック授業は、机上の学修においては得られない、弁護士実務的な観点を得ることが出来た点において、実り多きものであった。例えば、②事件において、地代増額請求(借地借家法11条1項)における地代の算定を行った。地代算定方法として、利回り法、スライド法、賃貸事例比較法等が存在しており、実務上は複数の算定方法を加重平均することによって地代が算定される。法科大学院においては、理論上地代増額請求権という形成権が存在することは学修する。しかし、地代等が「不相当となった」(同項)と言えるか否かの判断材料として如何なる要素を考慮するか、また、各算定方法によりどのように具体的に適正地代を算定するか、ということまで詳細に知ることは多くないと思われる。本授業においては、クライアントに対して地代の試

算を示すべく、前記各事項を子細に検討することが出来た。

- ・民法領域の問題については知識がある分一見簡単に見えたが、賃貸借契約における連帯保証は根保証扱いになるから極度額の定めを書面でしておかないと無効となるということに気付かず、実務家となる上では自分の知っている知識が実務ではどのような場面で問題となるかについての理解と蓄積が不可欠だと感じさせられた。また区分所有法について勉強することが必要な案件があった。この時には中心となる条文が何かを特定する為に簡単な導入書がとても役に立ち、この全く知らない法律を短期間で使える段階にした経験は実務に出てからもとても役立つと思う。
- ・最も印象に残っている点は、依頼者の生の声を聞けた点である。法科大学院において、教場で講義を受けることは問題解決能力の基礎を養う点で確かに有用であると考えられる。しかし、事例問題でA~Dや甲~丁といった人物が登場し、事案を解決するために頭とペンを使って検討して答案を作成する作業に慣れ親しんだ私は、依頼者との対話を通じて、生身の人間に対して作成した「答案」を提示することに恐怖心を覚えた。彼・彼女らはA~Dや甲~丁といった人物ではなく、属性や価値観も異なる一人の人間であることを痛感し、マニュアルに沿った問題解決方法を単に提示するだけでは、紛争を真に解決することはできないと感じたためである。
- ・今回のクリニックを通じて特に実感したことは、目の前の事案に対して"想像力をもって向き合う"ことの重要性であった。例えば、私が担当した相談③では、マンションを購入した相談者による売主に対する責任追及の可能性を検討したが、相談者からは「今後自分がマンションを売却した時に、買主から責任追及をされることはないか」という質問を頂いた。検討段階では現時点で顕在化している問題に対処することしか考えていなかったが、実際には相談者の置かれる立場は変化しうるため、今後生じ得る事態を"想像する"ことの必要性を実感した。
- ・合同会社の解散事例では、事前の相談概要において依頼者は解散のみを求めていた。しか し、事前の検討において、合同会社の解散よりも認められやすい依頼者の退社という別の手 段があることに気づいた。そこで、実際の相談においては依頼者の意思を確認したうえで退 社という新たな紛争解決方法も提案した。この事例では、依頼者の求めている手段のみを検 討するのではなく、その根底にある理由を聞き取ることで、別の最適な紛争解決方法を見つ けることができることを学び、非常に有益な経験となった。
- ・解散、退社、相手方の除名といった複数の選択肢から、依頼者の意思に適った法的構成を 採らなければならず、また残余財産の分配や持分の払戻しといった点で、依頼者が経済的不 利益を被らないよう配慮する必要があった。加えて、解散・退社の可否を検討する上では、 「やむを得ない事由」の検討が不可避であるため、依頼者と対立相手の社員とのこれまでの 経緯を事細かに聞かなければならなかった。他の案件も同様ではあるが、依頼者の話を聞く ことが重要であると痛感した。
- ・私が特に実感したのは守秘義務の重さである。法科大学院で法曹倫理の授業を受講したば

かりであったが、弁護士の懲戒事例を紹介されても「自分だったらそんなことはしない」と考えがちであった。しかし、いざ自分が案件に関わる身となると、守秘義務の遵守には相当の意識を払うことが必要だと切に感じた。その意味で、本クリニックは法曹倫理の実践の場としても重要であると思う。

# 民事クリニックB班

# 報告書(春学期)

# 1 担当教員より

春学期・民事B班では、相談案件として、①役員の兼任がある法人間における取引等に関 する事案、②不動産売買における違約金条項の有効性等に関する事案、③不要な修理工事費 用を請求された事案、④不要・不適切な修理工事が行われた事案、⑤敷金返還請求等に関す る事案、⑥建物明渡請求等に関する事案の合計6件を扱った。①については、今後の取引に 当たっての法的助言を求めるものであったところ、利益相反取引・任務懈怠責任に関する問 題や履践すべき手続き等について検討した。②については、違約金条項の有効性を検討する とともに、実際の事案に即して債務不履行や過失相殺が認められるか、さらには仲介した不 動産業者の責任についても検討した。③については、訪問販売に該当するか、業者から提示 を受けた書面の不備により期間経過後もクーリングオフが可能か等を検討するとともに実 際のクーリングオフを行う際に記載すべき事項や方法等について具体的に説明を行った。 ④については、本人が原告となり訴訟を提起した直後の事案であったところ、複雑な事実関 係を錯誤・不法行為・債務不履行等の法的構成に整理しなおし、受講生自らが作成した資料 等も提示しつつ、今後の訴訟において主張すべき内容について丁寧に説明を行った。⑤につ いては、賃借人の原状回復義務・敷引特約・解約日に関する条項の有効性等を検討し回答を 行った。⑥については、既に原告から訴訟が提起されている事案であったところ、被告とな った相談者に対し、借地借家法 28 条の正当事由や立退料等に関する考え方について丁寧に 説明を行いつつ訴訟の見通しを回答した。

今回は、夏季に集中的に実施するという初めての授業形式であったところ、相談を経るにつれて受講生の相談スキルが目に見えて向上していくなど、短期集中ならではのメリットを感じることがあった。受講生においては相当な負担があったものと思われるが、最大限時間をかけて丹念に文献や裁判例を検討し、熱心に議論したうえで、詳細な事前検討メモを作成し、相談者の心情に寄り添った丁寧な聞き取りと回答を行っていた。十分な事前調査と相談者に寄り添った相談を行った受講生たちに心から敬意を表したい。

#### 2 受講生より

相談者の方が、私たちからの回答が終わったあとも自分の何がいけなかったのか、どう対処することが可能であったのか熱心に質問をしていた姿が忘れられない。実際に相談を受けてみると、事前の検討では見えてこなかった事情が表れ、臨機応変に回答をすることを迫

られるなど、実務における聞き取りのスキルの大切さ、相談者に寄り添うことの難しさを痛感した。しかし同時に、相談者の方と信頼関係を構築する喜びを知ることができた。また、 法律問題といっても、訴訟で解決すべきでない/できない問題が思いのほかたくさんある ことを知るきっかけにもなり、日頃の勉強では忘れがちな観点を意識させられたとともに、 回答を導くために改めて日頃の勉強が大事であることを理解した。

お世話になった担当教員、相談者の方々、共に奮闘した仲間たちに感謝を伝えたい。

# 民事クリニックD班

# 報告書 (秋学期)

#### 1 担当教員より

合計7件の案件を扱った。概要は、①自分の写真が何者かにより結婚お見合いサイトに掲 載されてしまった場合の発信者情報開示請求、②他の親族と共有している土地の借地人が 死亡し、地代も支払われず、一部の相続人は相続放棄をしたが、他の相続人が誰かも分から ない場合の解決法、③駐車場業者に委託して時間貸し駐車場を運営していたところ、隣家か らアイドリングや喫煙など様々なクレームが多数回なされ、駐車場業者から契約解約を打 診されているケース、④大学サークルの合宿で宿泊した部屋に、宿の従業員が侵入して荷物 を物色し窓から逃走した事案での宿の責任について、⑤未登記建物の売買契約に関し注意 すべき点について、⑥売掛金の未払いがあるので少額訴訟を提起したいとの相談、⑦自宅隣 地にマンションが建築される際、分譲業者及び建築業者とマンション敷地の一部に建物を 建てないと合意したが、この合意が分譲後の現在でも効力を有するか、といった案件であっ た。①については、プロバイダ責任制限法という新しい法律を学ぶとともに、同法に基づい て裁判所に提出する発信者情報開示命令書を受講生全員に起案してもらった。⑥について は、少額訴訟を提起する場合の訴状を起案して相談者に交付することができた。司法試験の 在学中受験に伴うカリキュラム変更のため、今学期は取得しなければならない単位数が多 くなり、その結果受講生は時間的余裕が少なくなったが、そのような厳しい条件の中でも精 力的に取り組んでもらえたものと思う。

# 2 受講生より

・私がクリニックで最も印象に残っている事件は③の事件である。クレームに理由があるか、クレームをやめさせるための法的手段の有無、解約の有効性について検討し、回答したが、法律や司法制度を用いても依頼者の要望を叶えることができない事案であった。それを現に困っている依頼者に伝えるのはとても心苦しいものがあった。結果的にはあまりいい回答ができなかったが、様々な手段を検討した結果どの手段も依頼者の意向には合わないことを説明したことで納得して帰ってくださったと思う。もちろん法律は万能ではない。しかし相談に来る人は弁護士なら自分の苦しみをどうにかしてくれるだろう、そんな必死な気持ちで来ているのではないだろうか。だからこそ、依頼者に詳しく丁寧に説明し、辛さを

理解する姿勢が極めて重要になってくるように思う。

- ・今まで勉強したことのないプロバイダ責任制限法を読み解くという作業を通して、自分は まだまだ知らない法律がたくさんあり、実務家になった後も引き続き勉強を続けなければ ならないと感じた。
- ・私が担当した案件は、不法行為の要件充足性を検討するものが多かった。座学では、侵害された権利・利益の特定、損害額の算定を、与えられた単純なケースから導くことができれば十分である。しかし、実際の事案では、被害者側の事情、加害行為の性質等が絡み合った複雑な事情から要件事実を導かなければならず、検討事項は多岐に渡り、一筋縄ではいかない。この難しさに対応できてこその法曹であると、クリニックを通して、法曹のスタートラインを実感できた。
- ・クリニックでは、ロースクールの授業で学ぶような法解釈そのものよりも、むしろ他の部分で悩み、考えることが多かった。例えば、上記④のサークル合宿の事案では、何を損害として捉えることができるのかといった点や、訴訟を提起するよりも他の手段を取るべきか、といった点を中心に検討した。特に、損害を考える際に、直接被害を受けたわけではないサークル員に損害を観念することはできるのか、という点が難しかったが、現場思考の勉強になり、とても有意義だった。
- ・民事クリニックを受ける前には、法的構成の是非というものを重視しており、案件を検討する際にもその姿勢のおかげでどの案件に対しても的確なアドバイスができたと考えているが、結論に至る前の事前の検討事項については知識も不足していた。例えば、②の事案では、解除の意思表示をするためには相続人を確定しなければならないが、実際には相続人が多数おり、居住地も人それぞれで、戸籍を取得するところから始めなければならないので、法的問題に入る前の前提として入念な準備や、実務的な手続きの知識がなければ、法律相談というものが成り立たないと感じた。

# 民事クリニックE班

# 報告書(秋学期)

# 1 担当教員より

秋学期・民事E班では、相談案件として、①賃借した物件に漏水等の問題があった事案、②インターネット上の名誉毀損記事に対する削除請求に関する事案、③隣接する土地の境界上に存在する共有の塀につき高さを増す工事を隣地所有者が行おうとしている事案、④隣接する土地の境界の争いに関する事案、⑤中古品の販売等に関する事案、⑥学校から懲戒処分を受ける可能性がある生徒の保護者からの相談に関する事案の合計 6 件を扱った。①については、当該物件には多岐にわたる支障が賃貸開始直後から長期間にわたり生じていた事案であるところ、賃貸人・仲介会社等に対して、それぞれどのような問題について、どのような請求が可能か、その金額はどの程度か等について詳細に検討を行った。②については、各記事の表現をいかに評価し名誉毀損として構成するか、また、削除等を行うにあたり

どのような手続きが必要となるか等を調査・検討し回答を行った。③については、裁判例や 学説が少ない領域であったが、趣旨や事案から検討し、リスクを洗い出したうえで、隣地所 有者に対する請求や対応について丁寧に説明を行った。④についても、③同様、受講生にと っては馴染みのある論点ではなかったが事前に詳細に法的な調査を行ったうえで、当日は ご相談者の心情にも寄り添い丁寧に回答を行った。⑤については、商標法や不正競争防止法 に関する法調査を行ったうえで、新しいビジネスを展開するにあたってのリスクを洗い出 し説明を行った。⑥については、懲戒処分の判断基準等に関する裁判例等の調査を踏まえ、 学校による懲戒権の濫用を抑制するための対応策や生徒側として注意しておくべきこと等 を保護者の心情に寄り添いつつ丁寧に説明した。

受講生はいずれの事案においても、文献や裁判例に関する十分な調査を行い、極めて詳細な事前検討メモを作成したうえで、相談当日には、相談者から的確に相談事項や事実関係を聴き取り分かりやすい回答を行っていた。司法試験受験後の時期における実務教育の意義を感じるとともに、それぞれの事案に熱意をもって向き合った受講生たちに心から敬意を表したい。

# 2 受講生より

民事クリニックは、実際の案件について、関連文献や裁判例を調査し、相談事項に関し学生主体で回答するというものである。各事案ではいずれも、相談者の方から寄せられた相談事項や資料を読み、関連しそうな法律・裁判例を調査し、事前検討メモを作成したうえで、相談者の方と面談し相談事項について回答を行った。

本授業を受講して感じたことは、調査の難しさと、法律相談への回答の難しさである。 民事クリニックは、相談分野が多岐に渡り、知らない事項が多く出てきた。一から調べる ことも多く苦労したが、その分、新たに習得できた知識も多かった。また、相談に関連しそ うな文献・裁判例を見つけることにも苦労した。文献を読んでも知りたいことが書いていな いということが多くあり、多くの文献にあたることの重要性を感じた。関連する裁判例を見 つけるために検索文言の設定について試行錯誤したが、相談内容と似たような事案の裁判 例を見つけられることは多くなかった。

回答に際しては、相談者の方の希望に沿わない内容の回答をする際、どのような言い回しで話をするべきかが難しいと感じた。担当教員の先生は相談者の方の心情に配慮した言い回しをされており、とても勉強になった。また、説明が必要な事項について、相談者の方にとって理解しやすいように話をするには、自分が十分に内容を把握していることが必要であることを実感した。

実務に出る前に、弁護士の仕事を実体験できたことがとても有意義だった。本授業を通じて学んだことを将来の実務に活かしていきたい。

# 臨床法学教育(民事)家事・ジェンダーC・F

選択必修(実務系基礎科目) 2 単位

# 【担当教員】

棚村 政行/太田 和範/小島 秀一/外山 太士

# 【授業概要】

臨床法学教育(民事クリニック)家事・ジェンダーでは、実社会の中での「生きた家族法」を学び、ジェンダーの視点を意識しつつ法律の解釈・事案の把握・相談者や依頼者との対応を行うことを学ぶとともに、専門職である法律家の任務の意義と社会的責任の重さを体得することを目的とし、学生が、早稲田大学リーガル・クリニック法律事務所において、研究者・実務家教員の指導の下に、現実の事件処理に関与する方法(「クリニック」と呼ぶ)で行う。

その具体的方法としては、(1) 法律相談事件の相談を直接担当する方法と、(2) 教員が弁護士として受任した事件の法廷等を見学したり書面作成に協力する等の方法がある。

- (1) は、法律相談の申込みがあった事件について、予め設定した相談日に相談者に来てもらい、担当学生 1-2 名ごとに、特定の事件について、弁護士教員の指導の下に大体 3-40 分事情聴取を行い、その後 10-15 分学生と教員が回答案について協議し、その後主として学生が教員の指導の下に大体 2-30 分程度で回答を行うというものである。その回答で相談の目的が達成されれば、当該相談は終了となるが、さらに、相談者本人による調査や資料の取り寄せが必要であったり、あるいは学生・教員側の判例学説の調査などが必要である場合には、継続相談日が設定される。相談前の法律調査等の準備及び事後の問題点の整理と復習が欠かせない。なお、相談者が希望する場合には、オンライン相談を実施することもある。その際には、受講生においてもオンラインによる参加が求められる。
- (2) については、家庭裁判所での調停・審判は非公開であり傍聴が許されていないため、 傍聴は訴訟事件の法廷傍聴等に限定される。調停や審判の申立書、訴状・答弁書・準備書面・ 陳述書、交渉のための内容証明などの起案を学生が行う場合もある。

このほか、(3) 調停、法律相談活動のロールプレイ、面会交流の支援活動を実施する場合もある。

事件の種類としては、離婚事件(財産分与、慰謝料、年金分割、親権、養育費、子の引渡 し請求、面会交流等を含む)・離婚前の婚姻費用分担請求事件、監護者指定、離婚後の紛争 事件(養育費、親権変更、面会交流等)・認知・養子縁組等親子関係事件・遺産分割・遺言 等相続関係事件が多い。

最終カンファレンスでは、他のクリニックの履修生と合同で、互いに、事件の報告を行い、 法律上・事実上の問題点について議論し、学習したことを共有、経験交流をする。

本科目は、3年次配当科目として、法律科目の具体的な事案への摘要力を養うとともに、

これまでの学修で得た知識を現場で応用するための能力を深化させる科目として位置づけられる。

※この科目は当該授業内容に関する実務の経験を有する教員等がその実務経験を活かして講義等を行う科目です。

※この科目は主として実践的な教育が行われる科目です。

# 【授業の到達目標】

受講生は、生きた家族法・ジェンダー視座を学ぶとともに、専門職である法律家の任務の意義と社会的責任の重さを体得する。

法務研究科におけるディプロマポリシーに定める以下の学修成果の獲得を目指します。

学修成果③ 法律学の専門知識、批判的・創造的な思考力、社会に生起する事象の調査能力、および法的問題の分析能力を駆使し、問題を解決する能力

学修成果④ 新たな時代を切り拓いて正義を体現する法の担い手として、複雑で多様化 した現代社会における様々な課題に敢然と挑戦し、人と社会と世界に貢献できる能力

学修成果⑤ 人の『喜び』『苦しみ』『痛み』を理解できる豊かな人間性とこれに基づく行動力

学修成果⑥ 自らが考える意見を正確に表現し、他者を説得する能力、および他者の意見に真摯に向き合い、その主張するところを的確に汲み取るコミュニケーション能力

#### 【事前・事後学習の内容】

受講生は、事前に相談内容に関する法的知識・証拠関係等に関する調査・検討を行っても らい、事前検討メモを作成した上で、法律相談を行います。

また、授業後には、実施した相談に関する事後報告メモを作成してもらいます。

#### 【授業計画】

# 1 春学期

8月上旬の1週間程度の期間(8月2日(水)~8月8日(火)でこの期間内の土日をも含みます。)に集中的に実施します。開講期間中は、全日、法律相談の準備、検討、及び実施のために時間を確保しておく必要がありますので、他の予定等を入れることのないように注意して下さい。

基本的には事案の性質を問わず、クリニックに適切と思われる家事事件をいくつか扱います。記録の検討、依頼者からの事情聴取、必要となる書面の作成等を受講生に実際に行ってもらいます。

また、事案に取り組む中で、実体法や手続法に関する知識を確認するよう努めています。 ごく基本的な知識も、具体的な事案を前にするとうまく使えない学生も少なくありません ので、このクリニックを通じて基本的な法知識を身体に染みこませてもらえればと思って います。定員は4名程度ですので、受講希望者多数の場合は選抜を行う場合があります。

#### 2 秋学期

基本的には事案の性質を問わず、クリニックに適切と思われる家事事件をいくつか扱います。相談案件に加え、場合によっては調停事件、訴訟事件についても取り扱います。事件記録の検討、依頼者からの事情聴取、裁判所提出書面の作成、証拠の整理といったところまで、受講生に実際に行ってもらいます。

また、事案に取り組む中で、実体法や手続法に関する知識を確認するよう努めています。 ごく基本的な知識も、具体的な事案を前にするとうまく使えない学生も少なくありません ので、このクリニックを通じて基本的な法知識を身体に染みこませてもらえればと思って います。

定員は6名程度ですので、受講希望者多数の場合は選抜を行う場合があります。

中間試験や期末試験などの学修スケジュールに配慮し、受講生の都合と調整しながら具体的な実施スケジュールを決めていく予定です。

# 【教科書】

特になし

# 【参考文献】

和田仁孝ほか『リーガル・カウンセリングの技法』法律文化社

秋武憲一「第4版 離婚調停」日本加除出版

片岡武・菅野真一「第4版 家庭裁判所における遺産分割・遺留分の実務」日本加除出版 梶村太市・岩志和一郎・大塚正之・棚村政行・榊原富士子『家族法実務講義』有斐閣、2013 年

窪田充見『家族法』有斐閣

家族法授業で使用している各自の教科書

#### 【備考・関連URL】

詳細は、臨床法学教育科目に関する説明会に参加するか、または弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックまでメールでお問い合わせ下さい。

※メール照会先: clinic-shibou@list. waseda. jp

# <受講要件等>

「法曹倫理」の単位を修得済み、または並行履修していることを受講要件とする。

\*なお、並行履修の場合は、「法曹倫理」の単位修得をもって「臨床法学教育」の単位 修得要件とする。

「家族法特殊講義」の履修が望まれる。

# <受講者への要望>

家族の問題について関心をもつ学生の皆さんの積極的参加を望む。

将来、家事事件を得意とする弁護士・裁判官として活躍できる者が多く育つことを期待する。

# <開講時間について> (秋学期のみ)

木曜日5限に設定されている科目ですが、相談者の希望や相談内容によって、授業時間 が延長することもあります。履修希望者は、この点を踏まえて科目選択をしてください。

# 報告書(春学期)

#### 1 担当教員より

受講生6名、教員2名(棚村・太田)で授業を実施し、全部で6回の法律相談を実施した。その内容は、①離婚意思がまだ固まらない中での夫婦関係に関する相談、②離婚公正証書作成に関する相談、③実家の墓の祭司承継に関する相談、④別居中における自宅マンションの売却をめぐる相談、⑤両親の遺言書作成に関する相談、⑥生前の預金引き出しに関する訴訟についての相談といったものであった。

本学期は、本年度から司法試験実施時期が変更となった関係から、春学期のクリニック実施時期が夏休み期間に集中で実施することになった初めての学期であった。

夏期集中ということもあり、通常の学期でおこなっていた授業内容を1週間という極めて短期間に圧縮して実施することが必要となったため、事前の案件確保の段階から、実施時期中のスケジュール調整など、開講にあたって多岐にわたって難しい対応を迫られた。

しかし、結果として、学生に短期間に集中してクリニックに取り組んでもらったことで、 極めて濃密で充実したクリニック授業を実施することができたと考えられる。

もちろん法律相談が立て続けに実施されることもあり、毎回の相談の準備を求められる 学生の負荷は通常時より高かったものと思われるが、受講生全員が高い目的意識をもって、 各自が可能な限りの時間と労力を授業に投入することによって、効果的な相談を実施する ことができた。

相談内容についても、上記の通り、離婚分野、相続分野という家事事件の典型的な相談類型について、受講学生全員に複数の相談案件を割り当てることができたため、家事事件に関する弁護士業務について、実践的な経験を積んでもらえることができたと考えられる。

受講生は全員最上学年(3年生)であり、学生によっては、来年度以降すぐに司法修習、 弁護士登録と実践の場に進んでいくことが想定される。本クリニックは、相談者の意向・心 情をも含んだ家事事件分野の相談について、実地で体験をすることができる貴重な機会に なったのではないかと考えられる。

# 2 受講生より

# (1) 受講して良かった点

家族法については、実務に出た時に一度は関わることになるであろう分野であるにもかかわらず短答で扱われる程度の知識しかなかった。今回の検討を経て家族法の理解を深められる機会を頂けたことは大変ありがたかった。

検討の段階では、それぞれの案件で初めて資料を閲覧した時はどの法律が問題になるかさえ分からない状況もあったが、文献・判例等を調査し、意見交換をする中で、最終的には法的な回答を準備することができ、達成感があった。また、相談の場面では、相談者様が「一番気になっていた点がクリアできた」旨言ってくださったり、こちらの回答内容を踏まえて更に質問してくださるなど、法的助言が相談者のためになっていると感じられる点でやり

がいを感じられる場面があり、嬉しかった。

全体的な仕事の仕方としては、限られた時間の中で要点を絞って依頼者が知りたい結論 を重点的に検討ないし提示できることが大切であることを、実務に出る前に知ることがで きて良かった。

# (2) 難しかった点・反省点

依頼者が最も望んでいることと準備した回答内容がずれていることもあったため、適切な法的助言をすることの難しさを痛感した。いかに深い法的検討をし、専門用語等を用いて説明しても依頼者にとっての最適な回答となっていなければ意味がないということが分かった。事実によっては助言の内容も変わり得るので、よく場合分けをして事前に検討しておくことの重要性も感じた。

また、依頼者の回答については法的解釈や構成だけでなく、調停や公正証書を作成した後の効果など、具体的な手続についての情報にニーズがあることも分かった。これまでは、実体法的な知識をインプットする機会のほうが多かったので、その点についても依頼者の立場に立ち、自分が依頼者だったらどのような点が気になるかのイメージをよく膨らませて回答できるよう準備することが大切であると実感した。

なお、家族法は、試験には出ないが、社会的にニーズのあるニッチな分野が多いところ、こうした論点については判例や定説がないため、いわゆる創造的法解釈を行うことが求められる場面が多かった。加えて、実務では民事事件であっても公法・刑事分野の知識も絡んでくるため、法律が相互につながり合っていることを改めて認識できた。

## 報告書(秋学期)

# 1 担当教員より

受講生 6 名、教員 2 名 (棚村・太田) で授業を実施し、全部で 5 回の法律相談を実施した。その内容は、①父の後妻との間における配偶者居住権に関する相談、②離婚公正証書で定まった養育費の執行に関する相談、③母親の相続をめぐって姉弟間で争っている相談、④養育費増額調停に関する相談、⑤祭司承継と使途不明金に関する相談といったものであった。

本年度から司法試験実施時期が在学中受験に変更となった関係から、通常学期期間での クリニック授業は秋学期のみに限られて実施され、本学期が通常授業期間における本年度 初のクリニック授業ということとなった。

なお、年一回の実施となったという事情、司法試験受験後に実施する実務系科目であるため学生の関心が高まったという点からか、本学期の開講に当たっては多数の学生からの受講申し込みがあり、選考によって受講生を選抜しての授業開始となったという点は特筆すべき点であると考える。

相談内容についてであるが、上記の通り、離婚分野、相続分野において幅広い類型の相談を実施することができ、受講生は例年よりも多かったものの、受講生全員に実践的な経験を 積んでもらえることができたと考えられる。

特に、本学期は、養育費の執行に関する相談や、実際に調停手続きが係属中の事件についての相談を実施し、弁護士会照会などへの提出書面の作成などを行うなど、極めて実務的な相談を実施することができた。

また、配偶者居住権や祭司承継の問題など、実務的には重要ではあるが、必ずしも座学では重視されない分野の紛争を経験できたことも良い経験になったのではないかと考えられる。

なお、受講生は全員最上学年(3年生)であり、受講生の全員が司法試験をすでに受験している学生という事情もあり、受講生の法的知識のレベルが例年より高かったように教員の体感としては感じたところである。

他方で、卒業単位との関係で、学期中に履修をしなければならない授業が例年より多いように見受けられ、クリニックと他の授業との調整がこれまで以上に求められるようにも感じた。この点については、来年以降の課題として考えている。

# 2 受講生より

#### (1) クリニックを受講して良かった点

クリニックを受講して良かった点は、実際に相談者の方とお会いして法律相談を行うことで法律相談の際に求められる能力を知ることができた点です。例えば、法律上のルールや概念を相談者の方に説明するときには、法律を学んだことがない人でも理解できるような簡単な言葉で説明することが必要だと思いました。また、相談者の方からお話を伺うことで事案に対する誤解が解けたり新しい事情が出てきたりすることもあり、それらに臨機応変に対応することが必要だと思いました。

加えてクリニックは少人数で行われるため、相談について自分なりに検討しその内容を 皆で議論することによって法律の理解を深めることができた点も挙げられます。また、授業 では触れないような実務についてのお話を先生方から伺うことができ、実務がどのように 運用されているのかイメージを具体化することができました。

#### (2) 反省すべき点

反省すべき点は、分かりにくい専門用語で説明をしてしまった点や、臨機応変に対応する ことができず慌ててしまった点です。

また、事前に準備していた回答を説明することに集中してしまい、相談者の方のお話を伺 うという姿勢を欠いてしまった点も挙げられます。先生方が相談者の方と対話しながら法 律相談を進めている姿を見て、対話型の方が事案を的確に把握したり相談者の方の緊張を 和らげたりすることができると思いました。

クリニックは、様々な事案に携わってこられた先生方のもとで実務を経験することがで

きる大変貴重な機会です。是非、多くの方に受講していただきたいです。

# 臨床法学教育(行政)

選択必修(実務系基礎科目) 2 単位

# 【担当教員】

人見 剛/水野 泰孝

# 【副題】

実際の事件相談・事件対応を通して、行政法理論・行政事件実務を学ぶ

# 【授業概要】

行政クリニックは、教員と学生が1つのグループとなり、実際の行政事件について、法律 相談をはじめ、各種調査・検討、各種文書作成等を自ら行うことを通して、行政法理論・行 政事件実務を学ぶ科目です。

取り扱う事件は、リーガル・クリニックに新たに持ち込まれた事件、教員が関与している 事件といった、現実に進行している生の事件です。

授業の合計時間は他の2単位の科目と同様であり、授業の準備に要する時間も含めて、配 当単位数(2単位)に見合った作業時間(講義と準備を合わせて最大90時間)を上回るこ とのないよう、配慮します。

参加人数や法律相談の申込状況によりますが、法律相談それ自体は、各自 2、3 回、主担当として担当していただくことを予定しています。

授業の最後に、合同カンファレンス(取り扱った事例の報告会)を他の科目のクリニック と共同で行います。

この科目は、研究者教員と実務家教員が共同して担当します。主として、実践的な教育が行われる科目です。

※2 年生については、試行プログラムとして参加することも可能とします(この場合、単位にはなりません。改めて3年次に正式に履修することも可能です。)。試行プログラムとして参加することを希望する学生は、「試行プログラムとして参加を希望する」旨明示して志望票を提出してください。

# 【授業の到達目標】

- 1 目の前の「行政事件」において、何が問題となるのかを抽出する能力を身に付ける(学修成果③)。
  - 2 課題解決のために必要な情報等を調査する能力を身に付ける(学修成果③)。
  - 3 困難な課題に向き合い挑戦する力を身に付ける(学修成果①、学修成果④)。
  - 4 目の前の依頼者の悩みを理解する力を身に付ける(学修成果⑤)

# 【事前・事後学習の内容】

#### 【事前】

法律相談前に、関連する諸制度、法令、裁判例、文献等の調査・検討などが必要となる。 法律相談前の事前準備に要する時間は、事案による。

#### 【事後】

法律相談後に、回答の準備、書面の作成、相談の振返りなどのために、改めて、関連する諸制度、法令、裁判例、文献等の調査・検討などが必要となる。

事後の調査・検討に要する時間は、事案による。

# 【授業計画】

講義の内容と進行

第1回 オリエンテーション

第2回-第14回 法律相談、各種調査・検討、各種文書作成、合同カンファレンスなど を行います。

※法律相談の申込状況等に応じて、開講しない週もあります。

※月曜日5限に設定されている科目ですが、相談者の希望や相談内容によって、授業時間 が延長することもあります。履修希望者は、この点を踏まえて科目選択をしてください。

# 【教科書】

指定なし

# 【参考文献】

特になし

#### 【備考・関連URL】

<開講時間について>

法律相談の申込状況等に応じて、開講しない週もあります。

月曜日 5 限に設定されている科目ですが、相談者の希望や相談内容によって、授業時間が延長することもあります。履修希望者は、この点を踏まえて科目選択をしてください。

# <応募について>

原則として春学期開始時に履修登録することになっていますが、受講生の応募状況によっては、秋学期開始前に追加応募を受け付けることもあります。詳細は、臨床法学教育科目に関する説明会に参加するか、または弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックまでメールでお問い合わせ下さい。

※メール照会先: clinic-shibou@list. waseda. jp

# <受講要件等>

「法曹倫理」の単位を修得済み、または並行履修していることを受講要件とします。 なお、並行履修の場合は、「法曹倫理」の単位修得をもって「臨床法学教育」の単位修 得要件とします。

# <受講者への要望>

意欲ある学生の履修を期待しています。

# 報告書(秋学期)

#### 1 担当教員より

今期の取組みとして

(1) 新規の法律相談を3件実施。基本的に、第1週目:法律相談に先立ち相談内容についての事前検討、第2週目:法律相談の実施、第3週目:振り返り反省会・相談者へのフィードバックの検討といった形で、3週間を1セットにして法律相談を実施している。クリニック参加者が10名と多かったため、3、4名を各法律相談の主担当としつつも、相談者からの相談は全員で受けた。

(相談①)「都市公園」における樹木伐採をめぐる相談

(相談②)土地の固定資産税をめぐる審査請求事件及び訴訟事件(既に係属しているもの) に関する相談

(相談③) 情報公開請求・個人情報開示請求をめぐる事件

(2) 令和4年度からの継続案件として、不開示決定に対する審査請求事件(学生の方が審査請求書を起案。結論として、審査請求は認容。終結)。

令和3年度からの継続案件として、銃砲刀剣類所持等取締法に基づいて猟銃を所持する にあたっての射撃教習を受ける資格を不認定とされたことに対する審査請求事件(結論と して、審査請求は棄却。終結)。

# 2 受講生より

行政クリニックを履修して特に印象に残ったことは、実際の依頼者の方に対して、今まで見たこともない法律について解説を行う必要があるという点です。

事前にどのような事案であるかについての概要についてのみ教えてもらえたものの、実際に依頼者の方がどのようなことを望んでいるのかわからない状況で、あらゆる状況を想定しながら、はじめて読む法律の解釈を、さまざまな本を参考にして、用意をするという知的営為がとても新鮮でした。

そして、それと同時に、このような用意はとても難しいと感じました。なぜならば、単に法律の解釈ができればそれで十分というわけではなく、依頼者の方に理解して納得してもらう必要があるからです。なるべく専門用語を用いないようにしながらも、正確な法律知識をもとにした説明を行うことがとても難しかったです。

一方で、このような説明を準備する中で、友人とさまざまな議論をかわし、依頼者の方にとって真の利益になるような対応策について話し合う機会を設けられたという点についてはとても良かったと思います。

また、実際に説明を行ってみても、自分が予想していたような反応を得られなかったり、自分の知りたかった情報を引き出すことができずに四苦八苦しました。

今後は、依頼者の方にとってよりわかりやすい説明ができるように更なる研鑽を重ねていくとともに、自分の聞きたいことを聞く能力を向上させていきたいと思います。

# 臨床法学教育 (刑事)

選択必修(実務系基礎科目) 2 単位

# 【担当教員】

三木 祥史/石村 信雄/趙 誠峰

# 【授業概要】

この科目では、刑事事件を受任し、弁護士資格を有する教員とともに、刑事弁護人としての職務を遂行する。現実の事件を担当することで、刑法や刑事訴訟法が現実の事件にどのように適用されているか、法律家の役割はどのようなものか、身体拘束を受けている被疑者・被告人がどのような状況にあるか、また関係諸機関がどのように機能しているかを学ぶ。また現実の依頼者のために活動することで、弁護士としての倫理、専門職責任などについても学ぶ。

受任事件にもよりますが、概ね約2~3週間程度の活動期間(活動日もあれば活動しない日もありますし、活動日も丸一日拘束されません)を予定しており、弁護活動開始から約1か月後を目安に全部の班が参加して報告会を行い、最後に報告書を作成・提出します。

Aクラス(春学期班)、Bクラス(秋学期班) 共に各12名を募集するが、捜査弁護は集中した弁護活動が要求されるため、春学期班は夏季休暇中に、秋学期班は春季休暇中に開講する。

Aクラス(春学期班:8月上旬から約1ヵ月)、Bクラス(秋学期班:2月上旬から約1ヵ月)

# 【授業の到達目標】

受講生には、現実の事件処理を通して、被疑者の身体拘束からの解放(勾留決定に対する 準抗告のみならず、勾留に至らないようにするための弁護活動)、被疑者との接見の仕方、 事案によっては被害者との示談、これらを踏まえての検察官の最終処分への働きかけなど、 捜査段階における弁護活動の概要を理解し、刑事弁護の重要性を肌で体験してもらうこと を目標とする。

法務研究科のディプロマポリシーに定める以下の学修成果の獲得を目指す。

学修成果③ 法律学の専門知識、批判的・創造的な思考力、社会に生起する事象の調査能力、および法的問題の分析能力を駆使し、問題を解決する能力

学修成果④ 新たな時代を切り拓いて正義を体現する法の担い手として、複雑で多様化 した現代社会における様々な課題に敢然と挑戦し、人と社会と世界に貢献できる能力

学修成果⑤ 人の『喜び』『苦しみ』『痛み』を理解できる豊かな人間性とこれに基づく行動力

学修成果⑥ 自らが考える意見を正確に表現し、他者を説得する能力、および他者の意見

に真摯に向き合い、その主張するところを的確に汲み取るコミュニケーション能力

# 【事前・事後学習の内容】

開講前は参考文献「刑事弁護ビギナーズ Ver. 2.1」を学習し授業に臨み、開講後は事件に関係する判例や文献、手続きを調べ学習し、カンファレンスに向けて学習を深めていく。

# 【授業計画】

学生が関与する刑事事件の段階としては、主に捜査弁護であり、弁護士会が実施している 当番弁護制度を利用し、派遣要請を受けて行う。学生が担当する職務は、依頼者との接見、 事実調査、関係者との面談、書類作成、各種申立など、法令が許容する範囲で、可能な限り、 弁護士と同様の職務を、学生が主体的に弁護士と同様の責任を持って行ってもらう。

具体的にはオリエンテーション・模擬接見のあと、当番弁護事件の配点を受けて出動し弁護活動を開始するが、その具体的内容は班ごとに指導の教員と参加学生が協議して決定する。終了後は全部の班が参加して報告会を行い、最後に各参加学生が報告書を作成・提出する。

# 【教科書】

特になし

#### 【参考文献】

「刑事弁護ビギナーズ ver. 2.1」(現代人文社)

# 【備考・関連URL】

法曹倫理の単位を取得済みか、または並行して履修していることを受講要件とします。 \*なお、並行履修の場合は、法曹倫理の単位取得をもって臨床法学教育科目の単位取得要件とします。

<受講者への要望> 特になし

<その他>

評価は合・否形式となる。

# 刑事クリニックA班

# 報告書(春学期)

# 1 担当教員より

本件は、被疑者(高校生と中学生の子供がいるシングルマザー)が、最寄りの銀行に送金手続に行ったがキャッシュカードの暗証番号が分からず振り込みができなかったことから、口座を解約しようとしたところ、その手続のために何度も書類を書かされ、長時間待たされた上にさらに書類への署名を求められたことで怒り、担当の女性職員の顔面を素手で殴打したという暴行事件である。

逮捕の翌日に当番弁護士として接見したところ、被疑者は殴打したことは悪かったとは言うものの、その原因は銀行の対応の悪さにあると強く主張していた。また、犯行態様について、被害者と被疑者とで供述内容が異なっていた。それはともかく、事案が軽微であり、家庭に子供たちが残されていることから、勾留を回避すべく、まずは検察官に意見書を提出したが、検察官が勾留請求をしたので、次に勾留裁判官に意見書を提出し裁判官面接も行ったところ、結果として勾留請求が却下された。決め手は当番弁護士として接見した日の晩に被疑者の弟と連絡が取れ、翌日同人の身元引受書が得られたことと、検察官に意見書を提出に行った際、検察庁の接見室で被疑者と接見し、「今後銀行に赴かない」という誓約書に署名させてそれを裁判所に提出させたことである。

被疑者が釈放されてから、我々としてはまず銀行に赴き、事件の様子を担当者と被害者本人から聴いた。防犯カメラも見たかったがそれは見せてくれなかった。これらも踏まえて、不起訴処分を得ることを目標として、被疑者には示談ができないか、謝罪文や反省文を書かないかなどと提案したが、前述のように被疑者の銀行に対する不満は強く、その後具体的な活動はできないまま、最終的には事案が軽微で被害者側の被害感情も強くないという理由で不起訴処分となった。

#### 2 受講生より

私が刑事クリニックでの活動を通して学んだことは、以下の通りである。

第一に、被疑者弁護人は事件が配点された時、逮捕された者の氏名、年齢、性別、罪状以外は一切知ることができず、それ以外の情報は一切ない状態から始まるということである。これまでの座学の勉強では、問題を解くにあたって必要な情報は問題文に示されており、それが当たり前のように感じていた。しかし、実務では、情報がほとんどない状態で始まる。そこで、自分でどういう事実を被疑者から得ないといけないのかということを常に考えて被疑者と面会する必要があり、その点が難しく、同時に面白いと感じた。

第二に、普段の勉強で得た知識を実務でどのように使うのか、ということである。今回 は刑事を扱うクリニックであったため、被疑者が逮捕されてからの具体的な手続の知識か ら今どういった行動をとるべきかを考えることが出来たり、勾留要件を満たしていないと 主張する意見書や勾留決定に備えた準抗告書の作成にあたり、普段の勾留へのあてはめの 練習が活きたりした。このような経験から、普段の学修の大切さを改めて感じた。他方、 被疑者の身柄拘束解放後の活動では、示談や贖罪寄付の考慮や、略式起訴の可能性の検討 など、従来考えない手続などについても検討することとなり、良い経験となった。

第三に、当事者の意見は必ずしも正しいとは限らないということも学んだ。今回は被害者の存在する事件であったことから、被疑者との複数回の面談の後、被害者ともお会いして事件の話を聞くことができた。そうすると、被疑者と被害者によって言っている内容が異なっている部分が複数あった。勿論、弁護士は、被疑者という一方当事者の弁護人であり、被疑者のことを信じることは必要である。しかし、事件当時は興奮していて記憶が曖昧である部分もあるし、また、被疑者は一方当事者であるため、自分に有利な言い分ばかり話している可能性もある。そのため、弁護人としても、自ら客観証拠を収集したり、事件関係者に話を聞いたりして、可能な限り正確な事実関係を把握する必要があることを理解した。間違った事実関係を基に客観証拠とずれる主張を検察にして、こちらの不利になることのないよう最善の弁護活動をすることができるよう、実務に出てからも気を付けたい。

第四に、依頼者とのコミュニケーションをしっかりととって、信頼関係を構築することの重要性を学んだ。初回の接見では、こちらが学生であることや、自分が初めての接見で至らない部分があったことも相まって、依頼者の方から、十分な事実関係を聞き取ることや、心情を知ることは不十分に終わった。しかし、複数回お会いして、そのたびに話を聞いて、こちら側も意見を伝えることで、依頼者が把握している事実関係をかなり詳細に知り、依頼者とこちらの目指しているゴールを一致させることが出来た。今回は刑事事件であったが、こうしたコミュニケーションを通じた信頼関係の構築は法曹のどの仕事でも求められるものであると感じたため、実務に出てからも信頼関係の構築を大切にしたい。また、不起訴処分を求める意見書を書く際、初めは、どうしても正確には把握できない事実関係や、被疑者の事件当時の行動心理について自身の推測を働かせて書いてしまっていた部分があった。しかし、不鮮明な事実や心理状態については逐一確認をして、可及的正確な文章を書くように改善しなければならないと感じた。

# 刑事クリニックB班

# 報告書(春学期)

## 1 担当教員より

取り扱った事件: 窃盗事件

事案の概要:前刑の執行猶予中に百貨店で商品を万引きしたとされる事案

#### 活動の概要:

学生4名。被疑者段階は、検察官に対する勾留阻止の意見書、裁判所に対する勾留請求却

下の意見書を作成するも勾留される。依頼者には身寄りがなく、かつ、執行猶予中の再犯ということもあり身体拘束からの解放はできなかった。数少ない依頼者の友達と面会したり、唯一の親族である従兄弟と電話で面談をするなどした。また、依頼者には通院歴があったため、主治医とも面談した。起訴後も活動を継続し、学生のアイデアで社会福祉士の援助を申し込み、再度の執行猶予に向けた活動をした。さらには学生に最終弁論の内容を検討してもらった。

## 教員の感想:

身寄りがなく、なおかつ執行猶予中の再犯の事案で、依頼者のために何がやれるのかを 見つけ、活動するのが非常に難しい事案であったが、学生が主体的に依頼者のためにやれ ることを見つけ、再度の執行猶予を目指して最善の刑事弁護を行うことができた。非常に 充実した刑事クリニックだった。

#### 2 受講生より(各受講生より抜粋)

- ・まず1つ目は、被疑者の現実の状況に触れ、現実世界で犯罪に手を染めてしまう人の裏側を知り、その実情が決して理解できないものではなかったということです。刑事クリニックに参加する前の私は、犯罪を犯してしまう人の多くは、普通の人とは異なり、性格が異常であったり、生育環境が特に悪いものであったりなどの特別な事情を抱えているのだろうと考えていました。しかし、実際に被疑者と面会し話を聞いてみると、その人柄や性格はほとんど自分達と変わるものではなく、むしろ普通の人というような印象を受けました。
- ・犯罪に手を出してしまうきっかけの1つは、孤独や貧困などの社会的要因にあり、それらは決して理解できないものではないと感じました。
- ・刑事弁護人のできることに限界があるとしても、やれることは沢山あるということで す。
- ・身寄りもなく、協力者が少ない今回の事件を担当したからこそ、今A氏のために活動できるのは自分たちしかいないのだと、強く責任感を持つことができた。

# 刑事クリニックC班

# 報告書(春学期)

#### 1 担当教員より

取り扱った事件: 窃盗事件

事案の概要:スーパーマーケットで食品を万引きしたという事案

# 活動の概要:

学生4名。初回接見後、被害弁償のために依頼者からキャッシュカードを預かり、被害店舗に連絡するも、示談は拒否される。検察官宛ての勾留請求を阻止する意見書を作成。翌日、 検察官は勾留請求せずに釈放。学生とともに依頼者を迎えに行った。

#### 教員の感想:

依頼者に全く身寄りがおらず、なおかつ示談も拒否されたため、やれることが非常に限られるケースであった。その上、勾留請求されずに釈放されたことから、活動量として非常に物足りないクリニックとなってしまった。

# 2 受講生より(各受講生より抜粋)

今回担当した被疑者(以下、「Aさん」)は、窃盗事件を起こしてしまった人ではあるが、接してみると悪人という感じはせず、寧ろ可哀想な印象が強かった。Aさんは中国出身で、日本に来てから数十年間、期限付きの仕事と期間満了による失職・求職活動とを繰り返し、中国の家族への仕送りもしていて生活は豊かではなく、普段から交通費を節約して長い距離を徒歩で移動しているというのである。そしてAさんは私たち学生に対しても親しく、丁寧に接してくれ、Aさんに嫌な思いをさせられることは無かった。このような事情のお陰で、今回は「少しでもAさんの力になりたい」という強い思いを持って弁護活動をすることができたように思う。

# 刑事クリニックD班

## 報告書(春学期)

# 1 担当教員より

D班の担当事件は、依頼者が数十枚のCDを万引きしたことを被疑事実とする窃盗被疑事件であった。D班は、初回接見後に、直ちに依頼者の家族と面談して身元引受書を受領し、そのうえで、被害品が押収されていて隠滅の余地はなく、依頼者は定職に就き、妻子と同居していて妻の身元引受書を得ている事情等をもって、検察官に勾留回避を申入れ、次いで裁判官に勾留請求却下を求めたが、いずれも認められなかった。準抗告申立てのあと、裁判官面接の直前に被害店舗責任者から電話が入り、口頭で示談の合意が得られた。これを裁判官面接で伝え、原決定破棄、勾留請求却下の決定を得て、ようやく依頼者の釈放を得ることができた。後日、依頼者は不起訴処分を得ている。

D班の学生3人は、それぞれに役割を分担し、短い期間に集中して、依頼者を身体拘束 から解放するために全力を尽くした。そして、依頼者の釈放という成果を得て、後日、依頼者が感謝の意を伝えるために来訪された場に立ち会うこともできた。本活動を通じて、自ら考え、行動し、最善の成果と依頼者の感謝に結びつく経験をし、また、刑事実務についても考える契機を得たことを、今後に活かしていただきたい。

# 2 受講生より

クリニックに参加する前は、被疑者の身体拘束は、捜査のために当然必要だと考えていた。しかし弁護活動を通して、罪を犯したことと身体拘束を受けるべきであるということは別の問題であり、身体拘束なしに在宅で捜査できる場合はそうすべきであると考えるに至った。

特に本件では、被疑者には妻と小さなお子さん二人のご家族がおり、身元がかなり安定していること、被害品はすでに押収されていることを考慮すると、定職についている被疑者が勾留により、長期間の身体拘束を受け、職場に出勤できない等の不利益がかなり大きい。すでに罪を犯したことについて認め、反省をしていた被疑者は在宅での捜査でも十分可能であり、そうすべきである。しかし実際には、勾留請求も勾留決定もなされた。被疑者には余罪が疑われる事情があったが、本件被疑事実についての捜査とは関係のないことではないかと考えた。また、現実はまだまだ身体拘束が認められやすく、在宅での捜査は少ない状況であるということを実感した。

もっともそれはある意味当然のことかもしれない。私も自身が弁護活動を行うまではそう思っていたからである。依頼人と実際に会い、対面し会話を行うという過程、被疑者の身体拘束の解放に全力で取り組むという過程を経たからこそ感じる思いであった。クリニック参加前に先生方がおっしゃっていた、「今後刑事事件に携わることがないかもしれない人にこそ刑事クリニックに参加して欲しい」という言葉の意味を、現在は理解できる。刑事事件における身体拘束の現実と過酷さは実際に弁護活動を行わないと学び感じることができないと思う。

今回ご指導いただいた先生方、このような学習の場を提供してくださった早稲田大学リーガル・クリニックの皆さまに感謝申し上げたい。

# 刑事クリニックE班

# 報告書(春学期)

#### 1 担当教員より

E班の担当事件は、路上に配送車両を駐車していた依頼者が、車両に近づいた駐車監視員の胸付近を押し、転倒させて怪我をさせた旨を被疑事実とする公務執行妨害、傷害被疑事件であった。E班は、接見後に現場を訪れて周囲の状況等を確認したうえで、勾留の要件がないこと等にかかる意見書を提出して検察官に勾留請求をしないよう申入れ、検察官は勾留請求をせず依頼者を釈放した。その後、当初の被疑事実との関係では、依頼者が被害者に対する被害弁償を希望しているものの資金がなく時間がかかっており、また、余罪(財布に入っていた包みの中の粉末から禁止薬物が検出された)の捜査も必要となったこともあって、事件は継続している。

E班の学生4人は、当初接見の時点から自ら事情を聞きとり、現場調査その他の活動を 自ら考えて実践し、家族の協力が得られない事情等に苦労しながらも意見書をまとめ上げ

秋刑

て、依頼者の釈放という成果を得た。そして、当初想定から外れた余罪その他の事情にも 触れ、任意に活動を継続している。集中した活動自体は短期間であったが、学生たちは、 自ら考え、行動するという本活動の本質を、よく実践していた。

# 2 受講生より

今回の刑事クリニックで初めて弁護士業務に触れ、何から何まで興味をそそられた。初回接見では、動作を交えながら、暴行状況を聞き出した。初対面で法律について全く知らない人から、こちらに必要な情報を聞き出すのはとても難しかった。指導教員が実際に動きながら暴行状況を聞き出している様子を、間近で見ることができた。そして勾留請求しない旨の意見書の原案を自ら起案し、次に弁護人として何をすべきか考えるなど、弁護士活動の見学ではなく、"弁護活動の主体"として活動できて、とても有意義な時間であった。

E班の被害法益は身体、公務の執行の公正であるところ、被害者の怪我は全治数日で極めて軽微なものであった。また被疑者の話からすれば胸を数回軽く押す暴行で公務の執行の公正がどこまで害されるのかという疑問を抱いてしまった。刑事施設にとどめ置かれてしまえば外部との接触がほとんど禁じられ、そのことの過酷さを改めて深く知る事ができた。刑事弁護活動は勾留請求されないように、そして72時間の中でもできるだけ早期に釈放されるように動かなければならず、その意義の大きさに改めて気づかされた。

# 刑事クリニックA班

## 報告書(秋学期)

# 1 担当教員より

2月6日、当番弁護士の配点があり、○○警察署に赴き学生と共に接見(秘密接見)。 被疑者は大阪在住の30代の男性、被疑事実は詐欺・詐欺未遂罪。事情を聴くと、自分 自身が振り込め詐欺の被害に遭い、最初は20万円から始まり何度にもわたって総額1500 万円近くを騙し取られた上に、最後はマネーロンダリングの手伝いをさせられ、本件被害 者から送金を受けて他に送ったという被疑事実で逮捕され、詐欺の故意は全くなかったと いう。

直ちに、事情の詳細を聴取の上、検察官に対し、勾留請求しないよう意見書を作成、その過程で、被疑者の上司、親とも連絡をとり、身元引受を依頼、翌朝にはこれらの書類を揃えて検察官に提出した。その結果、検察官としても、勾留請求をせず、被疑者はその晩に釈放された。

しかし、これで当番弁護士の役割が終了するわけではない。在宅での捜査が続くため、 学生を含めた弁護団としては、被疑者とオンラインで打ち合わせをしながら、更なる事実 の詳細を被疑者の陳述書としてまとめ、検察官に対し、不起訴とすべき旨の意見書を提出 した。検察官は、被疑者の口座に凍結されて残っている被害金が被害者に返還されるのを まって、不起訴とするとの意見であった。

#### 2 受講生より

実際に事件に関わってみて、これほどまでに検察による勾留請求まで時間がないということを実感した。72 時間であるとはいえ、事件の配点が当日夜遅くにあると、初回接見に行ってから検察に対する意見書を提出するまで半日もない。この経験から、いかに初回接見が被疑者にとって重要で大事なのかがよく理解できた。

このような状況下で、法律について知識のない人から被疑事実の内容を聞き出すことは本当に難しいと感じた。これは、たとえ弁護人との間で信頼関係が築けたとしても、生じる問題だ。なぜなら、どのような事情が本件との関係で重要となるのか、法律の知識がない人は気づいていないことが多いからである。自分もこのことを理解していたつもりであるが、実際は想定通りにいかなかった。

今回、検察による勾留請求がなされなかったため、後半は不起訴に向けた活動が中心となった。本件では被疑者も詐欺被害を被っていたから、被害届を出すのか、もしくは刑事告訴をするのか、それとも検察と面会した上で不起訴意見書を出すのか、不起訴に向けた活動をどのように構成するか、多くの選択肢を検討した。その中で、先生方の姿勢を通じて被疑者と向き合って活動する弁護人のあるべき姿を知ることができた。

また、先生方は、どのような活動をするにも、それは何のために行動するものなのか、 明確に目的を意識し必要となる行為を選択していた。自分は、何となく勉強してきた手順 に則って書面を作成していたため、このような意識を持って常に行動することが最適な手 段選択につながると学ぶことができた。

# 刑事クリニックB班

# 報告書(秋学期)

#### 1 担当教員より

取り扱った事件:暴行被疑事件

事案の概要:夫婦喧嘩のすえに、自宅で妻の胸ぐらをつかんだとされる暴行被疑事件

#### 活動の概要:

学生4名。初回接見の秘密接見には立ち会えず、接見は一般接見(学生2名+教員1名)(〇〇警察署)。事案を聞き取り、被害者である妻と連絡が取れたため、妻から事情聴取。刑事処罰を求める意思はなく、自宅に帰宅してもいい旨の話があったため、妻名義の書面作成。検察官宛の意見書を作成。翌日、検察官からは自宅に帰らずビジネスホテル等に宿泊するならば勾留請求しない旨の方針が述べられ、釈放。弁護士から妻に連絡したところ、弁護士同席ならば夫(被疑者)も帰宅していいとのことであったため、学生も同席

のもと帰宅。夫婦の話合いに同席。

#### 教員の感想:

事案が軽微ですぐに解決したこともあり、活動量として物足りなかった。また、事案の内容も刑事事件というよりは家事事件に近く、勾留の要件などを検討したり、現状の刑事実務への批判的検討の機会とはならなかった。

そのため、全く別件の裁判員裁判の公判弁護を傍聴してもらう等対応をした。

#### 2 受講生より(各受講生より抜粋)

- ・身体拘束されてから勾留請求までの時間的猶予がなく、時間制限の厳しさを実感した。
- ・弁護活動を経て、現実に身体を拘束されるという不利益を受けている人が存在し、一刻 も早くその身柄を釈放させるための活動に取り組まなければ手遅れになる可能性があると いう座学との違い、実務の厳しさを理解した。
- ・刑事事件における弁護人の役割の重要性と刑事弁護人という立場で当事者の抱える問題 にどこまで立ち入るかの難しさを学んだ。
- ・「被害者である妻の身体の安全」という罪証隠滅の可能性の問題としてとらえきれない 要素が含まれていた。

# 刑事クリニックC班

#### 報告書(秋学期)

#### 1 担当教員より

C班の事件は、妻との離婚協議中に、(妻から着信拒否されたという経過もあって)娘に対して、「(妻、娘、息子の)お前ら3人を殺す」、「恨む」などという内容を含む数十件のLINEメッセージを送った旨の、脅迫被疑事件であった。被害者である娘もその母である妻も、依頼者の逮捕を求めておらず、警察への相談の中で被害届の提出を拒絶していたが、過去に依頼者が自宅の壁を包丁で破壊して、妻が警察に相談した出来事などの経緯を踏まえて、警察が逮捕に踏み切ったものとみられる。

接見を終えてから翌朝にかけて、妻とその離婚事件の代理人と面談して身体拘束と処罰を求めない旨の上申書を受領し、本人からの誓約書、及び本人の母と姉妹からの身元引受書を受領し、これらを添付資料として、検察官に対し、勾留請求をしないことを求める意見書を提出した。検察官は、勾留請求をせず依頼者を釈放した。後日、不起訴処分を求める意見書を提出し、検察官は本件につき不起訴処分をくだした。

短い期間の活動となったが、学生4名は、それぞれ集中して、依頼者を身体拘束から解放するために全力を尽くし、依頼者の釈放・不起訴という成果を得た。本活動を通じて、自ら考え、行動し、最善の成果を得る経験をしたことを、今後に活かしていただきたい。

### 2 受講生より

- ・依頼者や被害者のご家族からお話を伺うと、依頼者が身体拘束されることを誰も望んでおらず、また、刑事罰の種類を考えると、身体拘束の必要性を考えさせられました。一刻も早い身体拘束の解放を目指すには、何のためにお話を伺うのかを意識し、例えば意見書であれば考慮要素等を頭に入れておく必要があると思いました。
- ・接見前に聞くべきことやその順を深く検討できておらず、勾留の要件に照らした十分な 事実を聞くことができず、このような聞き取りでは、検察官に依頼者の身柄を拘束する必 要がないと十分に説得するに足る意見書を書くことができなかったと痛感しました。
- ・クリニックで実際に刑事弁護の活動を経験し、今までは、事件の処理のためには多少の 身体拘束が必要な場合もあるという程度の問題に考えていたが、身体拘束は被疑者の人生 にとって、とても重大な影響を及ぼすから、必要のない身体拘束は許すべきではないと考 えるようになった。
- ・カンファレンスの場で、他班の発表を、自分がその事件を配点されたとしたら、どのように活動したであろうかという視点で聞いていることに気づいた。このような視点は、刑事クリニックに参加しなければ、持てていなかった視点であり、他事件に通底する考え方があるように感じられた。

# 臨床法学教育 (労働)

選択必修(実務系基礎科目) 2 単位

# 【担当教員】

岡田 俊宏

# 【授業概要】

この授業(労働クリニック)は、実社会の生の素材を利用することで、学生が実社会の中で「生きた法」を学ぶとともに、専門職である法律家の任務の意義と社会的責任の重さを体得することを目的としています。

労働事件に関与する法律実務家には、労働法規のほか判例法理や労使関係の実情等の知見を含む専門性が必要とされます。また、労働訴訟においては使用者に証拠が偏在していることが多く、法律実務家が労働者の代理人弁護士となる場合には、事実調査や立証・尋問技術等において特段の努力や技量が必要とされることもあります。さらに、経済的弱者である労働者のニーズに応えるために、場合によっては公益的観点から受任することも必要とされます。

このような特色を有する労働事件に関与する法律実務家を養成するために、この授業では、学生に実際に発生した労働紛争の実情に接してもらい、労働紛争の解決手続に関与させることにより、労働事件における専門性を習得していく契機と基礎的素養を提供します。

学生は、大学併設の法律事務所である「弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック」に おいて、労働事件の経験が豊富な弁護士教員の指導の下に、現実の事件処理に関与する方法 で履修を行います。

#### 【授業の到達目標】

- (1) 労働法の実際の適用場面を体験することにより、法律実務家としての基本的な能力を身に付けること。
- (2) 現実の雇用関係や労使関係の中で生じているトラブルを聞き、それがどのような法律問題であるかを把握し、解決の方向性を示せるようになること。
- (3)以上を通じて、社会で生起する様々な労働問題の本質を理解し、労働紛争を迅速かつ適切に解決することのできる能力を身に付けること。

以上の(1)~(3)の目標により、本研究科ディプロマ・ポリシーに掲げる学修成果③~⑥を達成する。

#### 【事前・事後学習の内容】

#### 【事前の学習内容】

相談者から送られてきた資料について事前に検討し、質問事項を考え、当日の法律相談に

臨んでいただきます。その内容と必要な時間は、相談事例に応じてさまざまですが、平均すれば 90 分~120 分程度かかると想定されます。

#### 【事後の学習内容】

法律相談を振り返り、相談票や相談報告書を作成し、教員に提出してもらいます。その内容と必要な時間は、相談事例に応じてさまざまですが、平均すれば 60 分~90 分程度かかると想定されます。

#### 【授業計画】

労働クリニックは、弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックの法律事務所において行われます。

学生が履修する基本的内容は次のとおりです。

#### (1) 法律相談

学生は、弁護士教員の指導・監督のもとに、労働事案の相談者と面談して相談内容を聴取 し、法的アドバイスを行います。その後、相談票や相談報告書を作成し、教員に提出します。

#### (2) 受任事件への関与

学生の指導等の観点から指導担当教員が事件として受任することが適切・可能と判断される相談案件は、指導担当教員が事件として受任します。学生は、指導担当教員が受任した事件について、指導担当教員の指導のもとに、依頼者と打ち合わせを行いながら、事実調査及び法的分析を行い、交渉事件については通知書や合意書の案を作成し、訴訟事件については訴状・準備書面など各種書面の起案をします。また、弁論期日の傍聴などを行うこともあります。

#### (3) 事例検討・研究会

学生は、指導担当教員の個別指導のほか、相談案件・受任関与事件等についての事例検討 や討議を行います。

#### 【教科書】

指定なし

#### 【参考文献】

○日本労働弁護団『新労働相談実践マニュアル』(2021年)

※労働相談の手引きとして参考となる書籍ですので、事前準備等の際に参照するようにしてください。購入して手元に置いていただけると便利かと思いますが、クリニック事務所にも1冊用意されていますので、必須ではありません(詳しくは、初回の授業でご説明します)。

※なお、クリニック事務所には、その他の参考文献も整備されています。

# 【備考・関連URL】

# <留意点>

授業の終了時間が相当程度ずれ込む可能性がありますので、履修に当たってはご留意 ください。

#### <問い合わせ先>

この授業について質問がある場合には、臨床法学教育科目に関する説明会に参加するか、弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックまでメールでお問い合わせ下さい。

※メール照会先: clinic-shibou@list. waseda. jp

# <受講要件等>

「法曹倫理」の単位を修得済みであることを受講要件とします。

#### <他の授業との関連>

「労働法 I」「労働法 II」「労働法演習」「労働訴訟実務の基礎」等の労働法関連科目を履修済み又は並行履修していることが望ましいですが、必須ではありません。ただし、「労働訴訟実務の基礎」については並行履修していただくことをおすすめします。

#### <受講者への要望>

労働事件に関心がある学生の積極的な参加をお待ちしています。この授業を履修した 修了生の中には、労使を問わず、労働事件の分野で活躍している法律実務家がたくさんい ます。

# <その他>

評価は合否となります。

# 報告書(秋学期)

#### 1 担当教員より

今年度は、司法試験の在学中受験の初年度であり、労働クリニックは秋学期のみの開講となった。受講希望者が多く、労働クリニックでは、最終的に3年生9名の受講生を受け入れた。

今学期に取り扱った相談は、①勤務先から資料を持ち出したところ、解雇され、守秘義務違反を理由に損害賠償請求を受けているとの相談、②勤務先の同僚から物品を壊される等の嫌がらせを受け、ストレスで体調を崩しているとの相談、③定年後再雇用で勤務しているが、定年前と同様の仕事をしているにもかかわらず、給与が定年前の5割程度になっているとの相談、④退職時に年休の買い取りを求めることができるのかという相談、⑤インターンで就労した時間について、賃金を請求することができるのかという相談の5件であった。

受講生は、3人ずつのグループに分かれて、相談対応を行った。前述のとおり、例年に比べて受講生の数は多かったものの、その分、例年以上に入念に事前準備等を行い、当日も、 全員が積極的に相談者への質問や回答等を行っていた。

相談内容は、解雇やハラスメント等の典型的な労働相談に加え、最高裁判決が出たばかりの定年後再雇用労働者の均等・均等待遇の問題(③)や、労働基準法・労働契約法上の「労働者」性が問題となる相談(⑤)など、最先端の労働相談もあり、実務的にも理論的にも勉強になる事案が多かったように思う。

また、今学期も、昨年度に引き続き、アマゾン配達員の組織化等に取り組んでいる東京ユニオンへの訪問を行った。集団的労使関係については、具体的なイメージを持っていない受講生が多く、貴重な経験になったとの声が多かった。

# 2 受講生より

#### (1) 良かった点

試験の問題では、法的解決のために必要な事実・事情のみが書かれているため、当事者の希望や気持ちを考えることはなかったが、実際に相談者の話を聞くと、相手方に対する強い気持ちなどを生で感じることがあった。クリニックの授業を通して、法的解決のみのために必要な事情を聞いたり、法的解決を示したりするだけでは相談者の意思に沿った回答はできないことに気が付くことができた。

また、東京ユニオンへの訪問も貴重な経験となった。労働組合は闘争心にあふれているイメージがあったが、組合員の方の話を聞いて、純粋に労働者の権利を守るために尽力されている優しい方ばかりだなと感じた。団体交渉のイメージを持つことができてよかったと思う。

#### (2) 反省点

事前におおまかな法的構成を考え、質問事項を決めてはいたものの、相談者の回答によっては臨機応変に対応しなければならないことも多々あった。例えば、ハラスメントを証明す

る証拠がない場合は、ハラスメントの内容を深掘りするよりも、今後に向けて証拠保全等をするために聞くべき質問をすべきであった。複数の法的構成を準備しておいたり、回答内容を想定して場合分けをしたりするなど、入念に準備をすべきであったと思う。実務に出た際は、相談時間が限られていると思うので、アドバイスに必要な聞き取りは何かをしっかりと考えて、臨機応変に対応できるように心がけていきたい。

また、相談者に対する回答について、民事調停や労働審判、証拠保全などに関する知識が不足していたため、回答するまでに時間がかかってしまった。労働法だけでなく、実務に必要な分野についてもしっかりと学んでいきたい。

# 臨床法学教育(外国人)

選択必修(実務系基礎科目) 2 単位

#### 【担当教員】

古谷 修一/渡辺 彰悟

#### 【授業概要】

この臨床法学教育科目は、外国人法・難民法の分野における法理論と法実務の架橋を目指す。実務家の担当教員である渡辺は日本における外国人・難民訴訟を多数担当してきた弁護士である。研究者教員の古谷は、国連人権委員会委員としての経験を持ち、国際人権法の適用について教育研究業績を持つ。このリーガル・クリニックでは、アカデミックな研究関心の高い国際人権条約の国内的実施、難民認定基準の問題等について、実務家教員と研究者教員のペアによる指導監督を受けながら、現実の案件について、相談者・依頼人へのリーガル・サービスの提供を実習する。

具体的作業としては、通訳を介した外国人依頼者の事情聴取、難民認定申請書に添付して 出入国在留管理庁に提出する意見書の作成などの作業を行ってもらう。この作業の中で、依 頼人の語る生の事実から、法的効果の発生に結びつく要件事実の特定とその価値を評価す る能力を養う。さらには文化的背景を異にする外国人依頼者とのコミュニケーション能力 を養い、異文化との共生の価値観と理解力を涵養する。

# 【授業の到達目標】

受講生は外国人法・難民法に関わる憲法、行政法、国際法などの法制度を理解し、これを 実践的に援用する知識を修得する。あわせて、日本語を理解しない依頼人からの法的相談に おいて、通訳人を介して事実関係を正確に把握し、的確なアドバイスを行うための技能を学 習する。また、迫害のおそれを訴える外国人問題を扱うことで、守秘義務をはじめとする法 律実務家としての倫理観も身に着ける。

法務研究科のディプロマポリシーに定める以下の学修成果の獲得を目指す。

学修成果② 自主独立の精神を持って自他の個性を認め、公正な視点で多様性を受容する姿勢

学修成果③ 法律学の専門知識、批判的・創造的な思考力、社会に生起する事象の調査能力、および法的問題の分析能力を駆使し、問題を解決する能力

学修成果④ 新たな時代を切り拓いて正義を体現する法の担い手として、複雑で多様化 した現代社会における様々な課題に敢然と挑戦し、人と社会と世界に貢献できる能力

学修成果⑤ 人の『喜び』『苦しみ』『痛み』を理解できる豊かな人間性とこれに基づく行動力

学修成果⑥ 自らが考える意見を正確に表現し、他者を説得する能力、および他者の意見

に真摯に向き合い、その主張するところを的確に汲み取るコミュニケーション能力

# 【事前・事後学習の内容】

予習:授業で配当する教材を読了しておくことを求める。90分

復習:授業で指摘した重要事項の確認と整理を求める。90分

#### 【授業計画】

・週1回の授業時間では、担当事件の進捗状況について、実務家教員および研究者教員と共 に検討を行う。

・授業時間外の学修活動としては、毎週平均して約3時間の資料調査・読解・書類作成等を、学生各自で行う。

・週1回の授業は、原則として、対面で実施する。但し、新型コロナウイルスの感染状況や、依頼者/相談者の要望がある場合等、「Zoom」等を利用したオンライン授業とすることもある。また、授業は必要に応じて、早稲田大学の教室や、弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックだけではなく、実務家教員の所属する法律事務所でおこなう場合もある。いずれの場合も、受講者全員の参加が可能な授業形態で実施する。

# 【教科書】

宮川成雄編著『外国人法とローヤリング』(学陽書房、2005年)

全国難民弁護団連絡会議監修『難民勝訴判決 20 選ー行政判断と司法判断の比較分析』(信 山社、2015 年)

#### 【参考文献】

指定なし

# 【備考・関連URL】

<受講要件等>

この科目は、秋学期のみの開講である。

「法曹倫理」の単位を修得済み、または並行履修していることを受講要件とする。

\*なお、並行履修の場合は、「法曹倫理」の単位修得をもって「臨床法学教育」の単位 修得要件とする。

<受講者への要望>

特になし

# 報告書(秋学期)

#### 1 担当教員より

受講生は11名であった。今学期に扱った案件は2件である。第一は、アフリカからの難 民申請者の案件である。リーガルクリニック事務所において、3週にわたって通訳者を通し て、申請者の出身国の政治状況、申請者の当該国における活動内容、当該国を出国せざるを 得なかった状況などに関して、担当教員と学生からの聞き取り調査を行った。聞き取り調査 を実施するに当たっては、事前に出入国管理庁における当該申請者のインタビュー調書の 読解を行い、聞き取るべき事項の整理と分担を行い、その過程で当該申請者にかかわる法的 論点と事実を確認した。また、出身国の政治状況や申請者個人の活動に関連する情報を、イ ンターネット等の情報源を用いて調査した。第二の案件は、アジアからの外国人に関連し、 難民該当性が高いとして退去強制処分の取り消しを求める事案である。当該依頼者につい ても、通訳者を通して、申請者の出身国の政治状況、申請者の当該国における活動内容、当 該国を出国せざるを得なかった状況などに関して、学生からの聞き取り調査を行った。 最終 回の授業では、受講生がこのクリニックの履修により獲得できた学修上の成果を報告した。 大部分の受講生にとって、現実の難民申請者と対面する初めての経験であり、その生の証 言から、人権を侵害され日本に向かわざるをえなかった状況を知る貴重な機会となった。国 際法や行政法の法的知識の修得に加えて、日本における難民法制の実施の課題を肌で感じ、 その改善の必要性を実感する授業となった。

#### 2 受講生より

今日、世界中には政治的迫害等を理由として、自国に留まることができなくなった多くの 難民が存在する。彼らは自国を飛び出し、比較的政治状況の安定した国々に対して保護を求 めている。このような状況下において、諸外国は審査を通じて難民を受け入れている。

他方、日本の難民認定率は著しく低く、ほとんどの難民は不安定な生活を強いられ、場合によっては収容されるか国籍国へ強制送還される。今回受講した外国人クリニックにおいては依頼者との対話を通じて、このような状況の問題点のみならず、法曹として、真に他者に寄り添う必要性を感じることができた。

今回お会いした二人の依頼者は、双方とも国籍国の政治状況が不安定であり、自国に戻れば生命に危険が及ぶことが容易に想像できる方々であった。学生は、指導教員との事前の打ち合わせを通じて、一定程度当該国の状況や、依頼者が直面している法的な問題について参加者と共有し、インタビューを行う準備を整えた。しかし、実際に依頼者を前にしてインタビューを行った際、ある種の「生々しさ」に驚愕した。彼らの言葉の一つ一つから、政治闘争を通じて文字通り権力側から命を狙われ、家族と引きはなされた悲惨な状況が強烈に伝わったのである。同時に、我々は事前に指導教員から聞いた事情をもとに、依頼人の状況が法律要件に該当するか否かを、漠然と判断していたに過ぎないことを痛感させられた。また、難民を「異物」として扱い、強制送還を妥当とする権力側の姿勢に憤りを覚えた。

このような事態が発生するのは、彼らが難民の要件に当てはまらないからではない。原因は、彼らがどのような事情で国から逃れ日本にやってきたのかを、個別具体的に検討しない行政側の姿勢それ自体にある。その背景に横たわる根本的問題は、一貫して「国民」以外の者を意図的に保護の対象から排除してきた日本社会の風潮そのものにあるのではなかろうか。そして、そのような風潮を醸成した責任の一旦は、問題を蔑ろにし、見て見ぬふりをしてきたマジョリティ側にあると感じた。今回のクリニックを通じて、目の前で苦しむ依頼人の状況に思いを馳せるとともに、そのような事態を引き起こしてしまった原因は、我々自身にもあると痛感した。

法曹を目指すうえで、法律要件に事実が当てはまるかを検討し、結論を導く能力は最も重要な要素の一つである。しかし、そのような形式的なことをただひたすら反復するだけでは、救うべき人に思いを馳せ、情熱を注ぐことを忘れてしまう。法的な要件に物事を当てはめ結論を出した先にあるのは、授業中に扱う仮想事例に対する「妥当な」解決案ではない。求められているのは、既存の法制度の下で、いかに人々を救済するかを真剣に検討し、依頼者の立場に鑑みた結論を導くことではないだろうか。そして、その能力を養うため最も効果的なのは、困難な状況に直面している人々に実際に会い、彼らに寄り添うことで想像力を豊かにすることである。

外国人クリニックは、かかる能力を養う契機となるとともに、履修期間を通じて常日頃問題意識を持ち現状に立ち向かう必要性を感じるができた。 貴重な機会を提供してくださった全ての方々、特に困難な状況ながらもインタビューに答えてくださった二人の依頼人と指導教員の方々に改めて御礼申し上げたい。

# 早稲田大学大学院法務研究科 2023年度クリニック報告書

〒169-8050 新宿区西早稲田 1-6-1 早稲田大学大学院法務研究科

(本書に関するお問い合わせ先) 〒169-0051 新宿区西早稲田 1-1-7 早稲田大学 28 号館 4 階 弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック 電話 03-5272-8156 FAX 03-5272-8163